

事務連絡
令和元年12月27日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に係る
厚生労働省の取組について（情報提供）

無料低額宿泊所の利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）が令和元年8月19日に公布され、令和2年4月1日から施行されます。この省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市のそれぞれにおいて、無料低額宿泊所の最低基準に関する条例が制定されることとなっています。

また、厚生労働省から、条例の策定に当たっての参考資料として、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）」（令和元年9月10日付け社援発0910第3号厚生労働省社会・援護局長通知）（別添1参照）及び「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準Q&Aについて」（令和元年12月13日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室事務連絡。以下「Q&A事務連絡」という。）（別添2参照）が都道府県等の福祉部局に通知されました。

基準省令においては、無料低額宿泊所の建物は、建築基準法及び消防法の規定を遵守するものとするとともに、消防法上の義務がかからない場合であっても、消火器や自動火災報知設備等の設置等の防火に係る設備の整備に努めるほか、非常災害に対する具体的計画を立て、避難訓練等を年1回以上実施する必要があること等が規定されていることから、都道府県等の福祉部局から相談等があった場合には、必要な助言等をされるようお願いいたします。

また、Q&A事務連絡のQ23を踏まえ、無料低額宿泊所に対して消防法に基づく改善指導等を行う場合は福祉部局にその情報を共有する等、無料低額宿泊所における防火対策の徹底に向けて、福祉部局との必要な連携を図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

社援発 0910 第 3 号
令和元年 9 月 10 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）

社会福祉住居施設のうち、無料低額宿泊所については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）第 5 条による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 68 条の 5 の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号。以下「基準省令」という。）が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行される。

基準省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、ご了知の上、条例の策定に当たっての参考にされたい。また、基準省令とあわせて管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関に周知を図られたい。

なお、本通知は令和 2 年 4 月 1 日から適用することとし、これに伴い「社会福祉法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成 15 年 7 月 31 日社援発第 0731008 号厚生労働省社会・援護局長通知）は令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

第 1 一般的事項

1 無料低額宿泊所の事業範囲

基準省令第 2 条は、無料低額宿泊所の事業の範囲について規定したものであり、同条各号に掲げる事項を満たす場合には、無料低額宿泊所に該当するものとして、社会福祉法第 68 条の 2 の規定による届出が必要となるも

のであること。

なお、同条ただし書の規定については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）その他の法律により必要な規制が行われている場合や、自治体等から事業の委託や事業費の補助等が行われており、無料低額宿泊所とは事業目的や対象者が異なる事業であることが明らかであるものが該当するものである。

- (1) 同条第 1 号イの「生計困難者」の範囲は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者及びこれに準ずる低収入であるために生計が困難である者とし、「生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合」には、路上生活者等に声かけして入居の申込みを行わせている場合、生計困難者を対象とした生活相談等を実施して入居のあっせんを行っている場合及び生活保護の申請を行うことを前提として入居者を募集している場合を含むこと。
- (2) 同号ロ及びハの「被保護者の数の割合」については、直近 1 年間（事業開始から 1 年未満の場合は事業開始から直近月まで）の利用実績から判断すること。新規に事業開始する場合にあっては、事業者が入居を想定している対象者により判断することとして差し支えないが、事業開始時には無料低額宿泊所に該当しないこととした場合であっても、事業開始から 6 か月間の利用実績において、被保護者の数の割合がおおむね 50 パーセント以上であることが判明した場合には、無料低額宿泊所に該当するものとして判断すること。
- (3) 同号ハの「共益費」は、共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用を指すものであり、共益費という名目でも、当該費用が食事や日用品の供与等のサービスに係る費用に充てられている場合には、利用料を受領してサービスを提供しているものとして、無料低額宿泊所に該当するものとして判断すること。
また、居室を提供する事業者と、サービスを提供する事業者が異なる場合であっても、一方の事業者の役員や代表者が他方の事業者の役員等を兼務している場合、それぞれの事業者が親会社と子会社の関係にある場合、事業者間で委託契約等が結ばれている場合等については、各事業者に密接な関係があるものとして判断すること。
- (4) 同条第 2 号は、「居室使用料」について、無料であるか、又は近隣同種の住宅との均衡を失しない範囲として、その具体的な基準

は、生活保護の住宅扶助特別基準の金額以下のものを指すものであること。

2 基本方針

(1) 基準省令第3条は、無料低額宿泊所は、居室等の提供とあわせ、入居者の状況に応じ自立した日常生活を送るための支援を行うこと等、入居者の福祉の増進を図るために必要な支援の方針を総括的に規定したものである。

(2) 無料低額宿泊所については、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担うものである。

そのため、同条第3項及び第4項の規定に基づき、入居者が一般の居宅等において独立して日常生活を営むことができるか（介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づいて提供されるサービスを利用して独立して日常生活を営むことができる場合も含む。）常に把握するとともに、当該入居者の希望等を勘案し、退居のための必要な援助に努めることとするものであること。

なお、同条第3項の「一時的な居住の場」について、入居を必要とする期間は各入居者の状況によって様々であり、日常生活の支援が必要な者については、「日常生活支援住居施設」の認定を受ける無料低額宿泊所に中長期間入居することも想定されることから、一律に入居期間を限定することとはしていないものであること。

(3) 同条第5項の「地域との結び付きを重視した運営」については、入居者の適切な外出の機会の確保や地域との交流を図ることによる社会との結び付きの確保を図ることを求めるものである。そのため、無料低額宿泊所の開設に当たっては、地域住民に対して説明会等を開催し、事業運営について理解を得るよう努めるものであること。

また、入居者の状況に応じて必要なサービス提供が行われるよう、地域において活用可能な保健医療サービスや福祉サービスを提供する事業者との連携に努めるものであること。

3 構造設備等の一般原則

基準省令第4条は、無料低額宿泊所の構造設備に係る一般原則について定めたものであり、無料低額宿泊所の配置、構造及び設備について、基準省令、建築基準法等の関係法令の規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等を入居者に十分配慮されたものとし、入居者の保健衛生及び防災に万全を期すべきことを趣旨とするものである。

4 設備の専用

基準省令第5条は、無料低額宿泊所の設備は、入居者が必要に応じて直ちに使用できる状態にするため、原則として専用としなければならないものであるが、同一敷地内で他の社会福祉事業等を実施している場合等であって、当該無料低額宿泊所の効果的な運営と入居者に対する適切なサービスの提供が確保される場合には、設備の一部について同条ただし書の規定を適用して差し支えないものであること。

5 職員等の資格要件

基準省令第6条第1項は、無料低額宿泊所の施設長（以下「施設長」という。）について、その資格要件を定めたものである。同条第1項の「社会福祉事業等に2年以上従事した者」については、社会福祉事業において業務に従事した者のほか、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業又は老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅において業務に従事した場合を含むものとする。

ただし、社会福祉事業を実施している事業所で業務に従事している場合であっても、主として清掃や調理業務に従事していた期間や、無料低額宿泊所の入居者が当該無料低額宿泊所で補助的業務に従事していた期間は、業務経験としては認められないものであること。

また、無料低額宿泊所の入居者を、当該無料低額宿泊所に入居した状態で施設長とすることは認められないものであること。

同項の「同等以上の能力を有していると認められる者」とは、「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和53年2月20日社庶13号厚生省社会局長、児童家庭局長通知）に基づく施設長資格認定講習会の課程を修了した者であること。なお、原則として施設長に就任する前に当該講習会の課程を修了しておく必要があるが、特別の事情がある場合には、課程の修了が施設長就任後であってもやむを得ないこと。

6 運営規程

基準省令第7条は、無料低額宿泊所の適正な運営及び入居者に対する適切なサービスの提供を確保するために同条第1項第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることを義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 職員の職種、員数及び職務の内容については、施設長と施設長以外の職員別に、人数（常勤・非常勤別）及び職務の内容について記載するほか、通常、職員が当該無料低額宿泊所で勤務する時間について規定すること。
- (2) 入居者に提供するサービスの内容については、居室の面積、設備の状況、食事提供の有無並びに提供回数及びその内容、日用品等の提供内容等を、利用料その他の費用の額については、利用料として受領する費目とその金額を規定するものであること。
- (3) 施設の利用に当たっての留意事項については、入居者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備利用上の留意事項等）を指すものであること。
- (4) 非常災害対策については、基準省令第8条第1項の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。

7 非常災害対策

- (1) 基準省令第8条は、無料低額宿泊所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難及び救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないことを規定したものである。
- (2) 同条第1項の「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定する消防用設備等や、風水害、地震等の災害に際して必要な設備を指すものであること。

なお、消防法上、整備すべき消防用設備等については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一における防火対象物の用途やその規模等に応じて具体的な規定が設けられている。

一般的には、無料低額宿泊所は、同表（5）項ロの「寄宿舍、下宿又は共同住宅」に該当することが想定されるが、不特定多数の人が主として短い期間宿泊し、宿泊者等の入れ替わりが頻繁である場合には、同表（5）項イの「旅館、ホテル及び宿泊所その他これらに類するもの」に該当する場合があるため、必要に応じて消防機関を確認すること。

- (3) 基準省令第8条第1項の「非常災害に対する具体的計画」とは、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を指すものであること。

なお、無料低額宿泊所のうち、消防法施行令第3条の2第1項に規定する消防計画を定めている場合は、当該計画をもって「非常災害に対する具体的計画」とみなして差し支えないこと。

また、無料低額宿泊所は、非常災害に対する責任者を定め、その者に計画の策定等の業務を行わせること。

- (4) 基準省令第8条第2項の「避難、救出その他必要な訓練」については、災害発生時において、消火、通報、避難誘導等が適切に実施されるための訓練を指すものであること。

消防法施行令第3条の2第2項に規定する「消火、通報及び避難の訓練」を実施した場合は、当該訓練の実施をもって「避難、救出その他の必要な訓練」を実施したものとみなして差し支えないこと。

なお、同令別表第一（五）項イ該当する無料低額宿泊所においては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第10項の規定に基づき、消防法施行令第3条の2第2項に規定する「消火、通報及び避難の訓練」を年2回以上実施する必要があることに留意すること。

8 記録の整備

基準省令第9条の「記録の整備」は、無料低額宿泊所における日々の運営、財産及び入居者に提供するサービスの状況等に関する事実を正確に記録し、常に当該無料低額宿泊所の実情を的確に把握するため、少なくとも次の記録を備えなければならないものであること。

(1) 運営に関する記録

- ア 職員の勤務状況、給与等に関するもの
- イ 施設運営に必要な諸規程
- ウ 事業計画及び事業実施状況に関するもの
- エ 関係機関に対する報告書等の文書

(2) 入居者に関する記録

- ア 入居者名簿
- イ 入居者台帳（入居者の生活歴及び入退居に関する記録その他必要な事項を記載したもの）
- ウ サービス提供に関する入居者からの苦情の内容等

(3) 会計処理に関する記録

- ア 収支予算及び収支決算に関する書類
- イ 金銭の出納に関するもの
- ウ 債権債務に関するもの
- エ 物品の受払に関するもの
- オ 収入支出に関するもの
- カ その他会計に関するもの

9 規模

基準省令第10条は、社会福祉法第2条第4項第4号の規定により、常時保護を受ける者が5人に満たない施設は社会福祉事業には含まれないこととされていることから、無料低額宿泊所の定員は5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものであることを規定したものである。

10 サテライト型住居の設置

- (1) 基準省令第11条は、無料低額宿泊所の入居者が、より一般の住宅に近い環境で、居宅での生活へ移行するための準備及び訓練を行うための「サテライト型住居」の設置について必要な規定を設けるものである。
- (2) 同条第1項は、無料低額宿泊所について、入居定員が5人以上10人以下の施設を本体施設として、当該本体施設に付随する施設として入居定員が4人以下のサテライト型住居を設置できるとし、サテライト型住居も無料低額宿泊所の一部分として最低基準の適用を受けるものである。

この場合、本体施設とサテライト型住居をあわせた全体を1つの無料低額宿泊所として取り扱うものであり、施設長は、本体施設とサテライト型住居をあわせて管理運営する者を1名配置するものであること。
- (3) サテライト型住居は、より一般の住宅に近い環境で居宅生活の準備や訓練を行うものであることから、入居定員は4人以下に限定している。なお、居宅生活の準備等を行う観点から、食事や日用品の購入については、自炊や買い物の機会の確保をする等、できる限り入居者本人自身が行うよう努めるものであること。
- (4) 同項に規定するサテライト型住居の利用期間については、1回の契約期間内に居宅への移行を図ることを前提に、原則1年間としたものである。

入居期間は、入居者の状況に応じた適切な転居先が確保できない等、特別な事情がある場合は、1年間を超えてもやむを得ないものとするが、その場合であっても、速やかに転居先を確保できるよう支援するものとし、契約の再更新を行う等継続して入居することを前提として利用することは認められないこと。

- (5) 同条第2項は、サテライト型住居の設置については、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者の状況把握等の無料低額宿泊所としての一体的なサービス提供に支障がないものとするを規定したものである。

この場合、移動時間については、職員が通常用いる交通手段によるものとするが、公共交通機関を用いる場合には、移動に要する時間により一律に判断するものではなく、交通基盤の整備状況等を踏まえ実情に応じて適切に判断すること。

- (6) 同条第3項は、サテライト型住居の設置数について、サテライト型住居は職員が巡回して支援する形態で運営されることを想定していることから、サテライト型住居への移動等に要する時間等を考慮して、設置可能な箇所を4か所までに限定するものである。

また、施設長の要件を満たす者が、施設長以外の職員として配置されている場合については、2人の職員がそれぞれ巡回を行うことを前提として、設置可能な箇所を8か所までとするものである。

- (7) 同条第4項は、本体施設及びサテライト型住居の入居定員の合計について、それぞれの入居者に対する支援等に支障が生じない範囲として、20人までに限定するものとする。

また、サテライト型住居の設置数と同様、施設長の要件を満たす者が、施設長以外の職員として配置されている場合については、入居定員の合計は40人までとするものである。

- (8) 同条第5項は、サテライト型住居において巡回による状況把握が適切に実施され、その状況が確認できるようにする観点から、状況把握の実施状況について記録を整備することを求めるものである。

第2 設備に関する基準

1 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法の遵守等

基準省令第12条第1項及び第2項は、建物の防火防災対策及び入居者の安全確保の観点から、建築基準法及び消防法の規定の遵守等に係る確認的規定として定めたものである。

- (1) 建築基準法において、学校、病院等の用途に供する建築物は「特殊建築物」として、その用途や規模に応じて適用される基準が定められているが、無料低額宿泊所については個別の用途としては明記されていない。一般的に、無料低額宿泊所は、同法に定める寄宿舍又は共同住宅として取り扱われるが、個別の建築物の用途については同法第2条第35号に規定する特定行政庁の判断に従われないこと。
- (2) 消防法の規定の適用については、第1の7(2)なお書に記載したとおり、防火対象物の用途やその規模等に応じて設置すべき設備等が異なること。
- (3) 基準省令第12条第3項は、建物の規模等により消防法で設置義務がかからない場合であっても、入居者の安全確保を図るため、消火器、自動火災報知設備等の設置等防火対策の充実に努めることを求めるものである。

2 無料低額宿泊所における設備

基準省令第12条第4項から第6項までについては、無料低額宿泊所に設ける設備に関して規定したものであるが、各設備に係る規定の内容については、以下のとおりである。

(1) 設置が必要な設備

ア 同条第4項に規定する設備は、無料低額宿泊所の運営上及び入居者のサービスの提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉住居施設その他の施設が設置されている場合であって、当該施設の設備を利用することにより無料低額宿泊所の効果的な運営が図られ、かつ入居者へのサービス提供に支障がない場合には、入居者が日常継続的に使用する設備以外の設備について、その一部を設けないことができるものであること。

イ 同条第5項に規定する設備は、入居者へのサービス提供に支障がない場合は、同じ部屋を複数の入居者の兼用として差し支えないものであること。ただし、入居者のプライバシーに関わる相談に際しては必要に応じて各居室で行う等プライバシーが守られるよう配慮すること。

また、無料低額宿泊所のうち、各居室に専用の炊事設備や便所、浴室等が設けられているワンルーム型の施設においては、共用室、相談室及び食堂を設けないこととして差し支えないこ

と。

(2) 居室について

- ア 床面積について、「地域の事情によりこれにより難しい場合」とは、当該地域の住宅事情、無料低額宿泊所の利用対象者数や地域の無料低額宿泊所等の状況等から、直ちにアパート等の居住生活が困難な生計困難者の居住の場の確保に支障が生じる恐れのある場合を想定しているものである。床面積を4.95平方メートル以上とする基準を適用する範囲については、あらかじめ適用する地域を設定するか、宿泊所の立地等により個々に判断するか、いずれの方法によっても差し支えないこと。なお、居室の床面積に係る基準は壁芯での測定によるものであること。また、居室の天井高については、建築基準法施行令第21条第1項の規定により2.1メートル以上とすることとされているため、当該基準を満たさない場合には、居室の床面積としては算定できないものであること。ただし、ロフトスペースの活用等により居室の一部分について天井高が2.1メートル未満の場合については、居室全体の平均の天井高が2.1メートル以上である場合に限り居室の全体を床面積として算定できるものであること。
- イ 居室について、家族等が入居する場合にあっては、当該居室に入居する人数に応じて適切な面積を確保するものとして、原則として1人当たり7.43平方メートル以上とすること。
- ウ 居室については地階に設けないこととしているが、建築基準法第29条の規定による地階における住宅等の居室として、壁及び床の防湿その他の事項等に関する基準を満たすものについてはこの限りではないこと。
- エ 間仕切壁については、プライバシー確保のために適切な素材とし、簡易なパネル、ベニヤ板等で室内を仕切っただけのものは認められないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合であって、建物の構造上、各居室がふすま等で仕切られている場合や、居室間の間仕切壁の上部に欄間が設けられている場合には、基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

(3) 居室以外の設備

- ア 面積や数の定めがない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配

慮すること。例えば浴室については、入居者が適切な時間帯及び入浴時間で1日1回は入浴できる広さや数が確保されている必要があること。

イ 炊事設備には、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。

第3 職員配置に関する基準

(1) 基準省令第13条は、無料低額宿泊所の職員配置について、施設長を1名配置するとともに、施設長以外の職員は入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ、そのサービス提供に支障が生じないよう適当な数を配置することを求めたものである。

(2) 施設長については、社会福祉法第68条の6において準用する同法第66条に規定するとおり、「専任」の管理者として配置しなければならないものである。したがって、施設長はその勤務時間においては主として当該無料低額宿泊所における施設長の業務に従事する必要があること。

ただし、施設長としての勤務時間以外の時間において、他の無料低額宿泊所の支援業務や、無料低額宿泊所以外の業務に従事することを妨げるものではないこと。

第4 運営に関する基準

1 入居申込者等に対する説明、契約等

(1) 基準省令第14条第1項は、入居者に対しては、サービスの提供に際して、あらかじめサービスを選択するために必要な重要事項について説明を行い、同意を得た上で、契約を結ばなければならないことを規定したものである。

また、契約については、居室の利用（居室及び共用設備の利用並びに電気、ガス、水道等の設備の利用に付随して利用されるものを含む。）に係る契約と、居室の利用以外の契約（食事、日用品等の提供、基本サービス等）に係る契約をそれぞれ文書により締結すること。

なお、入居に当たっては、提供するサービスについて十分な説明を行い、入居者本人の同意を得た上で契約を締結するものであり、入居者が望まないサービスの利用を強制してはならないものであること。

(2) 同条第2項は、無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であ

ることに鑑み、独立して日常生活を営むことができるか等入居の必要性等が検討されないまま、入居期間が長期にわたることを防止する観点から、契約期間を1年以内に限定するものである。

なお、建物の賃貸借契約については、定期建物賃貸借を除き、契約期間を1年以上とすることとされていることから、居室等の利用に係る契約が賃貸借契約（定期建物賃貸借の場合を除く。）の場合は、契約期間を1年とする必要があるので留意する必要があること。

- (3) 同条第3項は、契約期間の満了前には、契約の更新に関して入居者の意向を確認するとともに、関係機関とのカンファレンス等により継続した利用の必要性が認められるか協議することを求めるものである。その際に居宅での生活に移行することが可能と判断された場合等には、関係機関との連携のもと、必要な支援を行うものであること。
- (4) 解約については、事業者及び入居者双方の解約条項を契約上定め、契約書に明記しておく必要がある。特に、事業者からの解約について、解約を申し入れることができる事由、解約の申入れから解約までの期間等を定めることとし、解約の事由については入居者に重大な義務違反があった場合等に限定することや、違反行為の是正について必要な催告期間を設ける等入居者の権利の保護に十分に配慮したものとすること。
- (5) 入居者からの解約については、退居等が制限されることなく速やかに退居が可能となるよう必要な規定を契約上定め、契約書に明記することを求めるものであること。また、解約に伴う違約金の支払を求める等、解約を制限する規定を設けることは認められないものであること。
- (6) 基準省令第14条第7項から第11項までは、重要事項等が記載された文書の交付について電磁的方法により提供する場合の取扱いについて規定したものであるが、電磁的方法による提供は入居者が承諾した場合に限られるものである。その場合、入居者には十分に説明し理解を得ることが求められるものであること。

2 入退居

基準省令第15条は、無料低額宿泊所については、居宅と社会福祉施設との中間的な施設としての役割を担うものとして、心身の状況等により他の社会福祉施設等への転居が必要な場合には転居に向けた支援を行うことを

求めるものである。

他の社会福祉施設等への転居を行う場合については、他の福祉サービスの活用等の調整が必要となることが考えられることから、福祉事務所、相談支援機関等の関係機関との連携を図るものであること。

3 利用料

- (1) 基準省令第16条は、無料低額宿泊所の適正な運営を確保する観点から、利用料について、あいまいな名目での料金の受領や不当に高額な料金設定を防止するため、受領できる費用の内容及びその基準を規定したものである。
- (2) 利用料の金額については、次に掲げるそれぞれの費目に応じて、実費やサービスを提供するために必要となる費用を勘案して設定することとし、例えば、前年度等の一定期間の実績金額等を基に算出した概算額を、平均利用者数で按分する等、実際の事業経費に即して算定するものであること。

職員の人件費については、調理等の業務、宿泊所の管理に係る業務、入居者の状況把握や軽微な生活上の相談等に係る業務等の業務内容を勘案して、それぞれ食事の提供に要する費用、居室使用料、基本サービス費等の金額設定の根拠として差し支えない。ただし、職員が無料低額宿泊所以外の業務を兼務している場合には、当該兼務している業務に係る勤務時間等を勘案して相当する費用を除いて算定すること。

ア 食事の提供に要する費用

食材料の購入費、調理を行う者の人件費、調理器具の購入及び維持管理費等の費用に相当する金額を基礎として算定するものであること。

なお、食事の提供に要する費用については、事前の申出等により利用者が提供を求めない場合に対応できるよう1食当たりの単価を設定すること。また、弁当等市販品を配布する場合については、購入、配送等の調達に要する費用以上の料金を設定する等、不当に営利を図ることは認められないものであること。

イ 居室使用料

無料低額宿泊所の整備、改修等に要した費用、修繕費や建物の管理に要する人件費等の維持管理費、保険料、当該物件の家賃及び地代等に相当する金額を基礎として算定するものであること。

こと。

なお、上記により算定した金額以外に、敷金等入居に当たっての一時金を求めてはならないものであること。

ウ 共益費

共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額を基礎として算定するものであること。なお、共用部分に要する光熱水費や、共用で使用する日用品に要する日用品費について、共益費として算定するか、光熱水費や日用品費で算定するかは事業者の判断によることとして差し支えない。

エ 光熱水費

居室及び共用部分に要する光熱水費の実費に相当する金額を基礎として算定するものであること。

オ 日用品費

入居者が使用する日用品について購入、配送等の調達に要する費用に相当する金額を基礎として算定するものであること。

カ 基本サービス費

入居者の状況把握、軽微な生活上の相談等を行うために配置する職員の人件費及び当該業務に要する事務費等に要する費用に相当する費用を基にして合理的に算定するものであること。

キ 日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

日常生活支援住居施設の認定要件を満たす無料低額宿泊所において、提供される日常生活支援に関するサービスを行うために配置する職員の人件費、当該業務に要する事務費等に相当する費用を基にして合理的に算定した額から、日常生活上の支援に要する委託事務費として福祉事務所から受領する金額を除いて算定するものであること。

- (3) 利用料の設定については、必ずしも基準省令第16条第1項各号に規定する各事項を全て区分する必要はなく、例えば、共益費と光熱水費を同じ費目として設定しても差し支えない。また、各費目の名称について、同項各号に規定する各事項と異なる名称を用いても差し支えない。ただし、その場合もその費用の内容については運営規程上に明記する等、利用者等に説明できるようにしておかなければならないこと。

4 サービス提供の方針

- (1) 基準省令第 17 条は、無料低額宿泊所は、入居者の状況把握、生活上の相談等を通じて、入居者の健康の保持及び入居者自身での生活管理に向けた支援及び入居者同士の役割分担の機会の提供等、当該無料低額宿泊所における適切な生活を送る事ができるように支援に努めることとしたものである。
- (2) 同条第 2 項は、無料低額宿泊所は複数の入居者が共同で生活する場であることから、共有スペースの利用等について入居者の意向等も踏まえ一定のルールを設ける等円滑な運営が行われるよう配慮することを求めたものである。

喫煙に関しては、喫煙場所、喫煙可能時間等を設定するとともに、必要な換気を行う等受動喫煙の防止に努めるものであること。
- (3) 同条第 3 項は、無料低額宿泊所は、施設等も含めた個人の居住スペースの確保、入居者との面談時の配慮等、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行うことを求めたものである。
- (4) 同条第 4 項は、入居申込者への説明時や、入居中のサービス提供等を行うに際しては、入居者本人の理解の状況等に応じて、その内容等について入居者の理解が得られるよう懇切丁寧に行うことを求めたものである。

5 食事、入浴

- (1) 基準省令第 18 条は、無料低額宿泊所において提供される食事は、できるだけ変化に富み、入居者の年齢等にも配慮し、栄養的にもバランスを考慮したものであることを求めるものである。

食事の提供は、入居者がその内容を確認できるようあらかじめ作成した献立に応じて提供することを原則とし、利用者から事前の申し出があった場合には、食事の提供を行わない等、入居者の希望等に応じた対応が行われるようにすること。
- (2) 基準省令第 19 条は、適切な時間帯及び入浴時間で 1 日 1 回は入浴の機会を提供しなければならないことを求めたものである。

なお、入浴の機会の提供については、入居者の意向等も踏まえた上で、シャワーのみの対応とする日を設けて差し支えないこと。

入浴について、同条ただし書の 1 日 1 回の頻度で提供できない「やむを得ない事情」とは、入浴に際して介助等の支援が必要な場合であって、職員の勤務体制、介護サービス利用等の状況によって 1 日 1 回の入浴が困難な場合等を想定しているものであり、入居者数に応じた入浴設備が整っていないことを理由とすることは認めら

れないものであること。

6 状況把握

基準省令第20条は無料低額宿泊所における入居者の状況把握について規定したものであるが、利用者の状況把握については、心身の状況に変化等がないか、生活上の問題等を抱えていないか等利用者が安定した生活を送るための支援の観点から行うものとし、その方法は、共用室等での面談、居室への訪問等を想定している。

ただし、状況把握の方法や頻度等については、適切なアセスメントやマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて、訪問以外の方法での状況把握、訪問等を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。

なお、職員の勤務状況により休日となる日については、訪問等による状況把握を行う必要はないが、利用者からの臨時の連絡等には適宜応じることができるよう適切な支援体制を講じること。

7 職員の業務等

基準省令第21条から第24条までについては、職員等の責務、勤務体制等について規定したものである。このうち、職員の勤務体制の確保に関しては、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を明確にすること。

職員の処遇については、労働基準法等の遵守を求めるものであるが、特に、職員が無料低額宿泊所の施設内に住み込みでの勤務を行う場合等には、勤務実態に応じて断続的労働の許可を得るなど留意が必要なものであること。

8 定員の遵守

基準省令第24条は、災害等の緊急やむを得ない事情がある場合を除き、無料低額宿泊所の定員を超過して入居者を受け入れてはならないものであること。

なお、緊急やむを得ず定員を超過して入居者を受け入れる場合で、1つの居室を複数人で使用するときや、居室の要件を満たさない場所を使用するときは、1人で1居室を使用する居室使用料を受領することは認められないものであること。

9 衛生管理等

基準省令第 25 条は、衛生管理等について規定したものであるが、調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等関係法規に準じて行うこととし、食中毒、感染症及び害虫の発生を防止するための措置等については、必要に応じて保健所の助言、指導等を求めること。

また、無料低額宿泊所の施設内は定期的には大掃除を行う等清潔を保つものであること。

10 日常生活金銭管理

- (1) 基準省令第 26 条は、入居者の日常生活に係る金銭の管理について規定したものである。入居者の金銭管理については、入居者本人が行うことが原則であるが、金銭の適切な管理に支障がある者について、本人の安定した生活の維持や金銭の自己管理に向けた訓練等のために必要がある場合には、一定の要件を設けた上で、無料低額宿泊所の職員が金銭管理を行うことを妨げないこととしたもの。

職員が金銭管理を行うことについて、金銭の適切な管理に支障がある入居者本人が金銭の管理を希望する場合に限定したものであるため、入居者の状況や金銭管理を希望するか否かによらず入居者全員と金銭管理契約を行うことは認められないものであること。

- (2) 入居者の状況等から、成年後見制度、権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等他の金銭管理に係る制度の活用が可能な場合には、当該制度の活用を図る必要があること。
- (3) 金銭管理の対象については、あくまでも日常生活を営むために月々の生活費として必要な金額に限られるものであり、資産や多額の現金等の管理を行うことは認められないものであること。
- (4) 金銭管理を行う場合には、サービスの利用契約とは別に、金銭等の管理契約を締結する必要があること。契約を行う場合には、同条第 9 号に定める管理規程の内容について十分に説明を行う必要があること。
- (5) 金銭管理は入居者の意思を尊重して管理することとし、入居者本人の意思に反して、個々の支出を極端に制限し、あるいは購入品を限定してはならないこと。また、入居者本人が金銭等の管理契約の解約を申し入れたときは、解約するとともに管理する金銭等を速やかに返還する必要があること。
- (6) 金銭管理を行う場合には、同条第 6 号から第 8 号までに掲げる事項に関して具体的な方法等を定めた管理規程を定めることとし、その内容は、都道府県等に届出を行うものであること。

1 1 掲示及び公表

基準省令第 27 条は、事業の適正な実施と、入居者等のサービスの選択に資する観点から、運営規程の概要等を無料低額宿泊所の施設内に掲示しておくことを求めるものである。

また、事業実施の透明性を担保する観点から、運営規程及び収支の状況については、公表することとし、公表の方法については、インターネットの利用により行うこととするほか、法人等の主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には請求に応じなければならないこととするものである。

1 2 秘密の保持

基準省令第 28 条は、職員及び職員であった者に係る秘密の保持について規定したものである。このうち、職員であった者については、無料低額宿泊所での業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じるよう求めているが、具体的には、職員との雇用契約時等において、当該無料低額宿泊所の職員が職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を取り決め、例えば、違約金についての定めを置く等の措置を講じるべきものであること。

1 3 広告

基準省令第 29 条は、広告を行う場合、提供されるサービスの内容、利用料若しくは解約に関する事項、事業者の資力若しくは信用に関する事項又は事業者の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく優良又は有利であると人を誤認させるような表示をしてはならないことを規定したものである。

1 4 苦情への対応

- (1) 基準省令第 30 条第 1 項の「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、苦情の対応の手順等無料低額宿泊所における苦情に対応するために講ずる措置の概要を明確にし、入居者へサービスの内容等を説明する文書に記載するとともに、当該無料低額宿泊所の施設内に掲示する等である。
- (2) 同条第 2 項は、無料低額宿泊所を運営する事業者が、受け付けた苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けるものである。また、無料低

額宿泊所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、基準省令第9条第2項の規定に基づき苦情の内容等の記録は、記録を作成した日から5年間保存しなければならない。

1 5 事故発生時の対応

(1) 基準省令第31条は、無料低額宿泊所の施設内で事故が発生した場合には、都道府県のほか、家族等がいる場合は家族、事故の当事者が生活保護受給者の場合は福祉事務所に対して、それぞれ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとしたものである。

(2) 同条第2項は、事故の状況や事故に際して採った処置については記録することを義務付けるものである。

なお、基準省令第9条第2項の規定に基づき事故の状況や事故に際して採った処置についての記録は、記録を作成した日から5年間保存しなければならない。

(3) 同条第3項は、無料低額宿泊所において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償しなければならないことを規定したものである。そのため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいものであること。

1 6 サテライト型住居に係る設備基準等の適用

基準省令第32条は、無料低額宿泊所に設ける設備について、サテライト型住居ごとに設けなければならない旨を規定したものである。

第5 居室に関する経過措置

(1) 基準省令附則第2条は、基準省令の施行（令和2年4月1日。以下同じ。）の際現に改正法第5条の規定による改正前の社会福祉法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所の建物において、1つの居室の定員が2人以上の居室又は間仕切壁が天井まで達していない居室については、既入居者の転居等に要する期間等を勘案し、基準省令の施行後3年以内に解消を図るものである。

(2) 基準省令附則第3条は、基準省令の施行の際現に改正法第5条の規定による改正前の社会福祉法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所の建物において、床面積が基準省令

第12条第6項第1号ハに規定する基準を満たさない居室について、当該基準に適合させるために大規模な改修工事等が必要になる場合もあることから、一律に経過措置の年限等を区切ることはせず、個々の無料低額宿泊所の状況に応じて段階的かつ計画的に当該基準を満たすよう改善計画の策定を求めるものである。

経過措置の対象となる施設は、平成27年6月末日時点において宿泊所として利用されていた施設とし、同日時点で無料低額宿泊所として届出がなされていたもののほか、無料低額宿泊事業に相当する事業を実施していたと都道府県が認める場合に限り、届出を行っていなかった施設についても経過措置の対象となり得るものとする。

床面積の改善計画については、当該計画の内容やその履行について都道府県等と協議するものとし、特に、軽微な改修等で対応が可能な場合については、その状況に応じて年限を区切るなど適切な対応を行うこと。

なお、正当な理由なく改善計画に基づいた改善措置がなされない場合には、社会福祉法第71条の規定に基づく事業の改善命令等の対象になり得るものであること。

令和元年 12月13日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活保護及び無料低額宿泊所担当課 御中
中核市

厚生労働省 社会・援護局
保護課 保護事業室

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 Q & A について

生活保護行政及び無料低額宿泊所の適正な実施、運営については平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉住居施設のうち、無料低額宿泊所の設備の規模及び構造、福祉サービスの提供方法等に関しては、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）を令和元年8月19日に公布するとともに、同年9月10日付けで「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）」（令和元年9月10日社援発0910第3号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「解釈通知」という。）を発出し、基準省令の解釈についてお示したところでした。

このことについて今般、基準省令及び解釈通知における疑義に関する Q & A を作成しましたので参考としていただきますようお願いいたします。

厚生労働省 社会・援護局 保護課
保護事業室 自立支援係
連絡先：03-5253-1111（内線 2833）
SEIHOJIRITSU@mhlw.go.jp

Q 1 基準省令第 2 条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当するが届出がなされていない事業者への対応を示されたい。同条に違反することを理由に、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 71 条に基づく改善命令はできるのか。

A

福祉事務所からの情報収集、必要に応じた任意での事業実施状況の確認等により、基準省令第 2 条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当すると認められた住居施設の事業者に対しては、届出の勧奨を行われたい。

社会福祉法第 71 条に基づく改善命令は、無料低額宿泊所の届出を行っている事業者を対象としているため、届出がなされていない事業者には適用できない。

なお、同法第 70 条に規定する「社会福祉事業を経営する者」に対する調査については、基準省令第 2 条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当する事業を行っている場合は、届出の有無に関わらず社会福祉法第 70 条に基づく調査が可能であり、当該調査により不当に営利を図る、又は不当な処遇をしている場合には、同法第 72 条第 3 項に基づき事業の制限又は停止命令を行うことができる。

Q 2 令和 2 年 4 月 1 日の改正社会福祉法（以下「改正法」という。）の施行前に無料低額宿泊所としての届出がなされている事業所について、改正法の施行後は基準省令第 2 条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当しないことが明らかである場合には、社会福祉法第 72 条第 3 項に基づき、事業の停止を命じることになるのか。

A

改正法の施行前に届出がなされている事業所であっても、改正法に基づく届出が改めて行われなない場合は、施行前に行った届出の効力は改正法の施行時点で失われることになる。

したがって、基準省令第 2 条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当しない場合、特段の処理を行わなくても、改正法の施行時点でその効力は失われることになるが、事業所の管理等の観点から、無料低額宿泊所の範囲

に該当しないことを事業者に説明した上で、事業者に対して社会福祉法第69条第2項に基づき廃止届の提出を求めることが望ましい。

Q 3 基準省令第2条に関して、住宅セーフティネット制度の登録住宅で、生計困難者を対象にしているものについては、無料低額宿泊所として届出の対象となるか。

A

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第8条による登録を受けている住宅か否かに関わらず、生計困難者の入居が可能として入居者を募集している場合であっても、生計困難者以外も利用可能な住宅については、基準省令第2条第1号イには該当しない。

また、入居対象を生計困難者のみに限定している場合であっても、住宅セーフティネット法第9条第1項第7号に規定する「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」として登録されている場合については、住宅セーフティネット法により居室等の設備について必要な要件確認が行われており、基準省令第2条本文ただし書の「他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合」に該当することから、無料低額宿泊所の届出の対象とはならない。

ただし、住宅セーフティネット法による登録を受けている住宅を提供する事業者が、居室使用料や共益費以外の費用を入居者から受領して、サービスを提供している場合、そのサービス部分については他法による規制は及んでいないことから、当該住宅全体が無料低額宿泊所の届出の対象となる。

Q 4 基準省令第2条に関して、法務省からの事業の委託を受けて自立準備ホームとして運営されている施設については、無料低額宿泊所として届出の対象となるか。刑余者の利用について委託があった場合に、空室等を利用して自立準備ホームとして事業を行っている場合はどうか。

A

自立準備ホームとして、専ら刑余者の受入を行っている施設については、他の制度により委託を受けて事業の実施がなされ、無料低額宿泊所とは事業目的や対象者が異なる事業であることが明らかであることから、無料低額宿泊所の届出の対象とはならない。

一方、通常は、無料低額宿泊所に該当する事業として運営しており、刑余者の利用について委託があった場合のみ、空室を自立準備ホームとして活用する場合は、当該施設全体が無料低額宿泊所の届出の対象となる。

なお、その場合、自立準備ホームとして入居している者については、無料低額宿泊所の規制等には服さないこととなるが、自立準備ホームの業務に係る入居者の委託収入と無料低額宿泊所で当該入居者から受領する費用とで、同内容の費目を二重で徴収することのないよう事業者には周知されたい。

Q 5 基準省令第2条に関して、薬物依存症やアルコール依存症の治療を目的として住まいを提供している施設については、無料低額宿泊所として届出の対象となるか。

A

基準省令第2条本文ただし書において「事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合」には、無料低額宿泊所の届出の対象とはしないこととしている。このため当該施設が、他の事業として事業費の補助等を受け、必要な規制の下で運営している場合には、同条本文ただし書に該当することから、無料低額宿泊所の届出の対象とはならない。なお、当該施設が、薬物依存症やアルコール依存症の治療を目的としているか否かには因らない点に留意されたい。

Q 6 基準省令第 2 条に関して、本来、有料老人ホームとして届け出るべき事業者が、老人福祉法上の届出を行わず、無料低額宿泊所として届出を行うことは認められるか。

A

当該事業者が、高齢者を対象として入居者を募集しているなど、事業内容が有料老人ホームに該当すると認められる場合については、有料老人ホーム所管部局とも連携を図り、有料老人ホームとしての届出を行うように促すこととされたい。

Q 7 基準省令第 2 条に関して、賃貸借契約による学生向けアパートで家賃や共益費以外の料金は受領していないが、家主が、学生の他にホームレス等生活困窮者にも声かけ等して入居させている。この場合、無料低額宿泊所として届出の対象となるか。

A

生計困難者に声かけ等をしている場合であっても、生計困難者以外も利用可能な住宅については、基準省令第 2 条第 1 号イには該当しない。また、居室の利用契約が賃貸借契約であり、家賃（居室使用料）及び共益費以外の利用料を受領していないことから、同号口及びハにも該当しないことから、無料低額宿泊所の届出の対象とはならない。

Q 8 基準省令第 2 条第 1 号口及びハに関して、「被保護者（…）の数の割合が、おおむね五十%以上」とは、施設の事業者が、「生活保護受給者証」等の根拠書類を入居者から提出させ、確認しなければならないのか。

A

基準省令第 2 条第 1 号口及びハは、無料低額宿泊所の事業者が入居者に対して生活保護受給の根拠書類を提出させることを義務付けるもので

はない。入居者本人からの聞き取りや福祉事務所との連携の中で、適切に把握されるよう、事業者に周知されたい。

Q9 基準省令第2条第1号イの「生計困難者」は、解釈通知第1の1(1)で「生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者及びこれに準ずる低収入であるために生計が困難である者」とされているが、条例において、その範囲を「要保護者」のみに限定することは可能か。

A

基準省令第2条は、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」について、入念的にその対象範囲を定めたものであり、条例においてその範囲を変更することは想定していない。そのため、条例の制定に際して、事業の範囲を要保護者に限定することは適当ではない。

なお、各事業者が、事業の実施に当たって、入居対象者を要保護者に限定することを妨げるものではない。

Q10 基準省令第2条第1号ハに関して、生活保護受給との賃貸借契約の締結に際して、毎日弁当を購入することも契約内容に盛り込んでいる事業者があるが、無料低額宿泊所として届出の対象になるか。弁当の購入ではなく、衣服のクリーニングや居室清掃を行うことを契約内容に盛り込んだ場合はどうか。

A

弁当購入やクリーニング等の利用について、入居者に対して、定期的に継続して提供されることを前提にして契約が行われている場合には、居室使用料や共益費以外の利用料を受領してサービスを提供していることから、基準省令第2条第1号ハに該当し、無料低額宿泊所の届出の対象となる。

一方、定期的な契約によらず建物内に売店等を併設して物品等の販売

やクリーニングの受付を行うなど、入居者が本人の意思でその都度物品等の購入等を行う場合には、無料低額宿泊所には該当しないものとして取り扱って差し支えない。

Q11 基準省令第3条第3項に規定する「独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない」とは、どの程度の頻度での状況把握が求められているのか。

外出先の把握等も含め、入居者の行動を常時把握しなければならないか。

A

基準省令第3条第3項に規定する「常に」とは、入居者の心身の状況に変化がないか、生活上の課題等を抱えていないか等を、その時々で常に把握することを意図しているものであり、常時、入居者の生活について管理監督をする意図で規定したものではない。

したがって、入居者の行動等を逐一把握するのではなく、入居者のプライバシーを尊重した上で、状態の把握等を行うことを求めているものである。

Q12 基準省令第3条第5項に規定する「地域との結びつきを重視した運営」の観点から、条例において事業所開設に当たり地域説明会の開催を義務付けることは可能か。

A

地域からの理解や協力を得た上で事業を運営することが望ましいことから、事業所開設に当たって地域説明会の実施について、条例において実施を義務付けることを妨げるものではない。ただし、事業所開設の要件として地域の同意を必要とする法的根拠はなく、地域からの同意等を得られないことを理由として、事業所開設の届出を受理しないといった取扱いがなされることは適切ではないことから、その運用には十分に留意されたい。

Q13 例えば、合計 15 の部屋数がある 3 階建ての建物において、うち 12 部屋を無料低額宿泊所として届出を行い、残り 3 部屋を一般の賃貸アパートとして、活用することは、基準省令第 5 条（設備の専用）の規定に抵触しないものと解してよいか。

その場合、建物のうち、どの部屋を無料低額宿泊所とするのか予め定めずに届出を行い、実際に生計困難者が入居した部屋を無料低額宿泊所として取り扱うことは可能か。

A

建物の一部について無料低額宿泊所として届け出た場合、当該届出を行った部分の設備について専用であれば、基準省令第 5 条（設備の専用）の規定には抵触しない。

また、届出を行った部分の設備についても、共有スペースなどで、入居者に提供するサービスに支障がない範囲において、他の用途で使用することは差し支えない。

ただし、届出時には、無料低額宿泊所として用いる各設備の範囲を特定する必要があり、設問のように入居者の属性に応じて居室の範囲等が変更となる前提での届出は認められない。

仮に、無料低額宿泊所として扱う居室の範囲を変更する場合には、その都度変更の届出が必要となる。

なお、建物の一部について無料低額宿泊所として届け出た場合であっても、無料低額宿泊所の範囲外としている部分についても生計困難者を対象として一体的に運営をしている実態がある場合には、当該部分も無料低額宿泊所の範囲とする届出内容の変更を行うよう指導されたい。

Q14 法的な位置付けがない施設において勤務した期間は、無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）の資格要件を定める基準省令第 6 条第 1 項の社会福祉事業等に従事した期間に含めることは可能か。

A

法的な位置付けのない施設については、その運営内容等が明らかではなく、社会福祉事業等の業務経験としては認められないことから、社会福祉事業等に従事した期間に含めることはできない。

Q15 社会福祉法第 68 条の 6 において準用する同法第 66 条に規定する「専任の管理者」は、基準省令第 6 条第 1 項に規定する施設長と同一の者と解してよいか。

A

お見込みのとおり、社会福祉法に規定する管理者と、基準省令第 6 条第 1 項に規定する施設長は同一の者として取り扱われたい。

Q16 基準省令第 6 条第 1 項に関して、施設長が社会福祉法第 19 条第 1 項各号に該当する者でなく、かつ社会福祉事業等に従事した期間が 2 年に満たないため、令和 2 年 4 月時点において社会福祉法第 71 条に基づく改善命令を行った場合において、施設長資格認定講習会の受講等の対応がなされないまま、当該無料低額宿泊所での業務期間が計 2 年間に達したときは、その時点で社会福祉事業等に従事した期間が 2 年以上として、施設長の要件を満たすことになるのか。

A

基準省令上は、無料低額宿泊所での業務期間が 2 年を経過した時点で施設長としての要件を満たすことになるが、社会福祉法第 71 条に基づく改善命令への対応がなされないことは問題であることから、改善命令と同時に、事業者には、施設長資格認定講習会の受講予定時期又は施設長の交代時期等、改善が完了する時期を明確にした具体的な計画等の提出を求め、その提出がない又は計画を履行する見込みがないことが明らかになった時点で、社会福祉法第 72 条第 1 項に基づく事業の制限・停止命令を行う等の対応を行うこととなる。

Q17 基準省令第6条第3項に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の確認はどのように行うべきか。

A

事業開始の届出に当たって、事業者から、無料低額宿泊所の運営に携わる者に暴力団員等が存在しない旨の誓約書の提出を求めるなどの方法により確認されたい。

また、疑義が生じる場合には、警察等に調査協力を求めることとされたい。

Q18 基準省令第6条第3項に規定する「その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者」は、どういった者を想定しているか。

A

基準省令第6条第3項に規定する「その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者」に当たる者としては、事業所を運営している法人の役員が想定される。なお、給食の提供、清掃等の委託先の事業者については、無料低額宿泊所の運営事業者と当該委託先事業者が人的関係、資本関係において密接な関係を有する場合を除き、「その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者」には該当しない。

Q19 基準省令第8条第1項において、非常災害対策に係る必要な設備、具体的計画等の整備についての周知は、当該無料低額宿泊所の職員（以下「職員」という。）を対象に行うこととされているが、職員だけではなく入居者に対しても行うべきではないか。

A

非常災害時の対応については、基準省令第7条第1項第6号の規定により、無料低額宿泊所の施設の運営規程に盛り込むべき事項としており、

入居者に対しては、運営規程の概要を説明する際に災害時の対応等についても十分な説明を行うことが求められているものである。

Q20 基準省令第8条第2項に関して、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づく防火管理者の配置や避難訓練等の実施に関する規定との関係を整理されたい。同条に規定する防火対象物には該当しない無料低額宿泊所であっても避難訓練等を行わなければならないのか。アパート型で各戸が独立している建物においてはどうか。

A

消防法第8条第1項において、政令で定める防火対象物の管理権原者は、防火管理者を定め、消防計画の策定、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施等の業務を行わせなければならないものとされている。

この政令で定める防火対象物については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2第3項に規定されており、例えば、同令別表第1（5）項口の「寄宿舍、下宿又は共同住宅」については、収容人員が50人以上のもの、同別表第1（5）項イの「旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの」については、収容人員が30人以上のものとされている。

無料低額宿泊所のうち、上記の政令で定める防火対象物に該当するものについては、同令第3条の2第2項に基づき「消火、通報及び避難の訓練」の実施が義務づけられており、当該訓練を実施している場合は、基準省令第8条第2項に規定する訓練を実施したものとみなしてよいこととしている（解釈通知第7（4））。

基準省令第8条第2項に定める訓練については、消防法において避難訓練等の実施が義務付けられていない施設においても行う必要があり、アパート型の建物の場合も同様である。

なお、避難訓練の実施については必ずしも一斉に行う必要があるものではなく、無料低額宿泊所の設置形態等に応じた訓練が実施されていればよい。

また、無料低額宿泊所のうち、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第10項の規定が適用されるものについては、消火訓練及び

避難訓練を年2回以上実施しなければならないので留意されたい(解釈通知第7(4)のなお書き)。

Q21 基準省令第9条第2項第1号に規定する「提供した具体的なサービスの内容等の記録」とは、どのような内容について記録する必要があるか。また、記録の保存期間は同項本文において「完結の日から五年間」となっているが、完結の日は当該無料低額宿泊所を退居した日と考えてよいか。

A

入居者の入退居に関する記録、提供するサービスに係る契約書、状況把握の実施状況等である。また、食事を提供する場合は、食事提供の状況も含まれる。なお、状況把握に関する記録は入居者ごとの状況把握の実施の有無を、食事に関する記録は入居者ごとの食事の提供の有無が分かるものを想定しており、入居者ごとに個別に記録を作成せず、一覧等で整理されていても差し支えないものである。

当該記録の保存期間については、入居者台帳等の入居者の個別の記録については原則として当該入居者の退去日から5年間、状況把握や食事提供等の定期的に提供されるサービスの記録については原則として提供後5年間とする。ただし、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合等には、上記に関わらず、損害賠償等がなされたときから5年間とする。

なお、個別の事案で係争中の場合には、当該事案が解決した日を「完結の日」として取り扱われたい。

Q22 基準省令第10条に関して、1つの建物のみでは5人以上の人員を入居させることができる規模を有しないが、隣接する2つの建物を合わせると5人以上の人員を入居させることができる規模を有する場合、当該2つの建物を1つの無料低額宿泊所とみなしてよいか。

A

原則、建物ごとに無料低額宿泊所としての届出を行う必要がある。た

だし、建物同士が隣接しており、便所・浴室等の設備、サービスの提供、安全管理の面で支障がない場合に限り、一の無料低額宿泊所として取り扱って差し支えない。

Q23 基準省令第12条に規定する建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法の遵守の状況について、建築部局や消防部局による検査や指導等を受けている場合、当該指導等に応じた対応が行われていれば、それぞれの法律を遵守しているものとみなしてよいか。また、建築部局や消防部局から改善指導等が行われた場合、無料低額宿泊所の最低基準に違反しているものとして福祉部局でもあわせて社会福祉法第71条に基づく改善命令等を行う必要があるか。

A

建築部局及び消防部局から何らかの指導等が行われている場合でも、当該指導等に応じた対応等がなされている場合には、福祉部局から社会福祉法第71条に基づく改善命令を行う必要はない。

一方、建築基準法又は消防法上の重大な違反等が確認され、建築部局や消防部局の指導等に従わない無料低額宿泊所に対して、建築基準法又は消防法に基づく措置命令が行われる場合には、建築部局及び消防部局とも連携を図りつつ、同法第71条に基づく改善命令や同法第72条第1項に基づく事業の制限停止命令を行うことを検討されたい。

Q24 基準省令第12条第4項第2号に関して、食事サービスとして給食や仕出し弁当等を1日3食提供している無料低額宿泊所についても炊事設備は必要なのか。

A

食事サービスについては、解釈通知第4の5(1)において「利用者から事前の申出があった場合には、食事の提供を行わない等、入居者の希望等に応じた対応が行われる」ことを求めている。食事サービスを利用するか、自炊をするかといった入居者の選択性を確保するためにも、食事サービスの提供の有無に関わらず炊事設備は設ける必要がある。

Q25 基準省令第12条第6項第1号ハに規定する居室の床面積については、解釈通知の第2の2(2)イにおいて「人数に応じて適切な面積を確保するものとして、原則として1人当たり7.43平方メートル以上」とされている。これは家族で入居する場合であっても、必ず1人当たり7.43㎡以上を満たしていなければならないのか。

A

例えば、子どもが小さく生活上支障がない場合、多人数世帯で人数に応じた居室がない場合、地域に家族等で入居が可能で、かつ居室面積が1人当たり7.43㎡以上を確保できる施設がない場合など、当該世帯の状況や地域の事情に応じて判断して差し支えない。

Q26 基準省令第12条第6項第1号二及びへに関して、居室の扉及び間仕切壁は堅固なものと規定されているが、その趣旨と具体的に求められる基準について示されたい。

A

間仕切壁については、解釈通知第2の2(2)エのとおりプライバシー

の確保を目的として堅固なものとするのが求められている。扉についても同様であり、間仕切壁や扉については布製のカーテンやアコーディオンカーテンといったものは適切ではない。さらに扉については防犯上の目的もあることから、原則として各入居者が施錠できるものが望まれる。

Q27 基準省令第14条第1項に関して、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約については、それぞれ契約書の様式を分けて作成しなければならないのか。

A

契約書の項目等でそれぞれ提供されるサービスの内容や料金等が区分されていれば、契約書自体が1つであっても差し支えない。

Q28 基準省令第14条第1項に関して、居室の利用とそれ以外のサービスの利用について、それぞれ契約を締結することとされているが、入居申込者が、居室の利用契約のみを希望する場合、それ以外のサービスの提供に係る契約は締結しないことは可能か。

A

各契約は、入居者と無料低額宿泊所が合意のもと締結されるものである。したがって、双方が合意の上で居室の利用契約以外のサービスの提供に係る契約を締結しないことは可能である。ただし、居室の利用契約以外のサービスの提供を行っている無料低額宿泊所側に対して、居室の利用契約以外のサービスの利用を希望しない者への、居室の提供を義務付けるものではないことから、入居申込に際しては、当該無料低額宿泊所において提供されるサービスの内容について十分説明の上で、契約を締結するよう事業者にも周知されたい。

Q29 基準省令第14条第3項に関して、契約期間ごとに意向確認をすることとなっているが、1か月単位等で契約を締結している場合も、契約期間ごとの意向確認は必要か。また、契約の自動更新は認められるか。

A

入居者の意向確認や関係機関との協議は、最低限、1年に一度機会が確保されていけば差し支えない。なお、入居者個人の状況や事業所の意向等により頻度を高く設定することを妨げるものではない。また、自動更新の規定自体を設けることは禁止しないが、入居者への1年ごとの意向確認は行う必要があり、入居者の意思表示がなされていない状況で、契約を自動更新することは認められない。

Q30 基準省令第14条第3項に関して、被保護者以外の入居者の場合、協議の相手方となる関係機関とはどこを想定しているのか。国の機関は含まれないのか。

A

被保護者以外の入居者については、生活困窮者の相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、関係する相談支援機関を想定している。なお、都道府県又は市町村の関係機関以外の機関との協議を妨げるものではなく、例えば、入居者が保護観察中の場合などにおいては、保護観察所等、必要に応じてその他の関係機関についても協議対象とされたい。

Q31 基準省令第14条に関して、令和元年4月1日の改正法の施行前に締結された契約（以下「既契約」という。）は、改正法の施行に際して、新たに契約を締結しなおす必要があるのか。

A

既契約が基準省令に違反するものでなければ、新たに契約を締結しなおす必要はない。ただし、既契約において契約期間が定められていない場

合又は改正法の施行日から1年以上残されている場合については、既契約を締結した日から1年を超えない期間内に、入居者への意向の確認や関係機関との協議を行った上で、引き続きの入居が必要な場合には、新たに契約を締結しなおすこととされたい。

Q32 基準省令第15条第1項の「心身の状況等の把握」について、無料低額宿泊所が入居者に対して入居時の健康診断等を求めることは可能か。可能な場合、入居時に生活保護を受給していない、又は申請中の者に係る健康診断等の費用を、生活保護法（昭和25年法律第144号）第28条第1項に基づく検診命令として生活保護費から支弁することは可能か。

A

無料低額宿泊所への入居時に全員一律に健康診断の結果の提出を求めることは想定していないが、感染症の防止等、無料低額宿泊所の安全管理の面から、例えば、長期の路上生活から入院を経ずに直接、無料低額宿泊所に入居する場合等について、必要に応じて結核の検診を求めることは差し支えない。その場合、被保護者については生活保護法第28条第1項に基づく検診命令の利用を福祉事務所に求め、被保護者でない者であって、症状の自覚があるものについては、無料低額診療事業の利用を支援する等、入居者の経済的負担が生じないように配慮するよう事業者に周知されたい。

Q33 基準省令第18条に関して、食事の提供は、「入居者の心身の状況」にどの程度対応することが求められるか（糖尿食、減塩食等）。対応できないことを理由として、サービスの提供に関する契約を解約することは可能か。

A

解釈通知第4の5（1）において「無料低額宿泊所において提供される食事は、できるだけ変化に富み、入居者の年齢等にも配慮し、栄養的にもバランスを考慮したものであること」が求められるが、糖尿食や減塩食の

ような特別な食事について、個別に対応することまでを義務付けるものではない。

これらの特別な食事の提供が必要な場合であって、当該無料低額宿泊所での対応が困難な入居者については、個別に配食サービス等の利用や、適切な食事を提供できるような施設等への入所を支援する等、適切な対応がなされるよう事業者に周知されたい。

Q34 基準省令第19条に関して、1日1回の入浴の機会の確保について、入居者が共同で利用する浴室については、入居者全員が1日1回は入浴できるような浴室の規模や使用可能な時間の設定がなされていること、各戸が独立しているアパート型の無料低額宿泊所については、各居室に浴室を設けていることにより、同条に定める基準に抵触しないと解してよいか。また、入居者全員が、原則1日1回入浴しているかの実態を確認する必要があるか。

A

お見込みのとおり、1日1回の入浴が可能な設備等が整備されていれば、1日1回の入浴の機会を提供していると解して差し支えない。

したがって、入居者全員が毎日入浴しているかの実態を確認する必要はないが、適宜、入居者の入浴状況等を把握し、設備や使用可能時間について各入居者の1日1回の入浴が可能かを確認し、必要に応じて改善を図ることは求められるものであるため、適切な対応がなされるよう事業者へ周知されたい。

また、衛生の保持の観点から、入浴の頻度が低い入居者については、適宜、入浴の声かけなどの支援を行う必要があるため、適切な対応がなされるよう事業者へ周知されたい。

Q35 基準省令第 26 条第 2 号において「これ（金銭）に準ずるもの」と規定されているが、何を想定しているか。

また、入居者からの依頼により預金通帳等の保管のみ行う場合は、金銭管理に当たるのか。

A

基準省令第 26 条第 2 号に規定する「これ（金銭）に準ずるもの」としては、預金通帳、キャッシュカード、金券等が想定される。

また、預金通帳、キャッシュカード等の保管について、例えば無料低額宿泊所の事務所に個人ごとに鍵付きの貴重品用ロッカー等を用意し、入居者自身が自由に取り出しできるような保管形態であれば金銭管理には当たらないが、預金通帳等を事業者側が預かり、入居者が取り出す際に事業者側への申出が必要な形態で保管されている場合は、事業者側が金銭等の出納に参与していなかったとしても基準省令第 26 条に規定する金銭管理に当たる。

なお、上記のように、事業者側が通帳等の保管業務のみを行う場合は、基準省令第 26 条第 9 号に規定する管理規程や同条第 5 号による金銭等の管理に係る契約において、収支の記録の方法等を定めたり、収支状況が分かる帳簿等を整備したりする必要はない。

Q36 基準省令第 26 条第 4 号において「金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること」とされているが、金銭等の管理に係る契約の締結後に当該入居者が管理を希望しなくなった場合には、入居者側からいつでも理由なく一方的に当該契約の解約を申し入れ、無料低額宿泊所は直ちに管理する金銭等を返還しなければならないものと解してよいか。

A

お見込みのとおり、無料低額宿泊所での金銭等の管理は金銭の適切な管理に支障がある者を対象としているが、あくまでも入居者本人が希望する場合に行う支援であり、本人の意思に反して金銭等を管理することを認めるものではない。

したがって、入居者が金銭等の管理に係る契約の解約の申し入れがあったときは、無料低額宿泊所は直ちに管理する金銭等を返還しなければなら

ないため、適切な対応がなされるよう事業者に周知されたい。

Q37 基準省令第 26 条第 6 号において「金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること」とされているが、金銭等の出納を行う際、必ず出納を行っている場に職員が 2 人以上いなければならないのか。

A

金銭等の出納後において、出納を行った職員以外の職員が入居者と出納を行った職員の双方にその出納額等を確認する体制等が整備されている場合には、必要な体制が整備されているものとして差し支えない。

Q38 基準省令第 27 条第 2 項に規定する「貸借対照表、損益計算書等」は、様式は問わないのか。また、一の法人で複数の無料低額宿泊所を設置する場合、法人一括でこれらの書類を 1 つの様式で作成するのみで足りるか。

A

無料低額宿泊事業として統一の様式等は求めるものではない。運営主体である各法人において、それぞれ会計基準が定められている場合は、当該基準に応じて必要な書類を作成することとされたい。また、事業所ごとの内訳を把握できる記載方法となっていれば、法人一括でこれらの書類を 1 つの様式で作成しても差し支えない。

Q39 基準省令第 27 条第 2 項の運営規程及び収支の状況の公表に関して、インターネット上で事業所のホームページを設けて掲載をしなければならないか。

A

運営規程及び収支の状況に関する公表は、ホームページでの掲載は必須

ではなく、入居者や入居を検討する者等から閲覧の請求があった場合に、請求に応じることができる状態となっていればよい。

なお、閲覧請求への対応について、例えば、入居者や入居を検討する者等から各事業所へ電話やメールで問い合わせがあった際に、郵送やメールで必要な情報を提供するような方法も考えられる。

Q40 基準省令附則第3条第1項に規定する居室の床面積及び収納設備について、居室の生活スペースが3.3㎡以上確保されている場合、収納設備については、居室内に収納棚を設けたり収納機能付きベッド等を設置したりすることによいか。

また、居室に隣接していない場所に収納場所を設けることでもよいか。

A

基準省令附則第3条第1項第1号及び第3号は、荷物等を置くことによって、実質的な生活スペースが3.3㎡未満とならないように設けた規定である。したがって、居室内に収納場所を設けたとしても、生活スペースが3.3㎡以上確保されていれば、同項第1号及び第3号の条件に該当するものとして差し支えない。

ただし、それによって入居者の生活上の利便性を損なうことは適切ではないことから、収納機能付きベッドを設置する等生活スペースを圧迫するような対応がなされないよう指導されたい。

また、居室に隣接していない場所に収納設備を設けることとしても差し支えない。

Q41 基準省令附則第3条に関して、各自治体の条例において基準省令第12条第6項第1号ハただし書の規定を設けない場合には、床面積が7.43㎡未満の居室について、基準省令附則第3条の規定が適用されるものと解してよいか。

A

基準省令附則第3条については、4.95㎡未満の居室についての経過措

置を規定したものである。各自治体の条例において、基準省令第12条第6項第1号ハただし書の規定を設けない場合の基準省令附則第3条の取扱いについては、各自治体での地域の事情を踏まえて判断されたい。

その際には、居宅において生活が困難な方の居住の場の確保について支障が生じないように十分に留意されたい。

Q42 基準省令附則第3条において、基準省令第12条第6項第1号ハに規定する床面積の基準を満たさない居室に係る経過措置が設けられているが、条例の施行前に、いわゆる多人数居室や簡易個室に新たに天井まで達する間仕切壁を設ける等の改修を行い、床面積が3.3㎡以上4.95㎡未満の居室を設けた場合、同条の規定が適用されるのか。

また、各自治体の条例において、基準省令第12条第6項第1号ハただし書の規定を設けない場合はどうか。

A

基準省令附則第3条は、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物の居室であって、床面積が4.95㎡未満のものに係る経過措置を規定したものである。同条第1項本文の「事業の用に供していた建物」とは、平成27年6月30日時点では宿泊所としての事業の用に供されていたものであっても、同年7月1日以降に、増築して新たに4.95㎡未満の居室を設けた場合や、全面的な改築を行って4.95㎡未満の居室を設けた場合には、同条の経過措置は適用できない。

一方、平成27年6月30日時点で、多人数居室や簡易個室として利用されていた居室について、天井まで達する間仕切壁を設けるなどの改修工事が行われた場合には、同条に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ただし、その場合、4.95㎡以上の居室面積を確保するための改修について、建物の柱や壁等の大規模な改修工事までは必要ない場合が多いと考えられることから、改善計画等の策定の際には、その状況に応じて年限を区切るなど適切な対応を行われたい。

なお、各自治体の条例において基準省令第12条第6項第1号ハただし書の規定を設けない場合の基準省令附則第3条の取扱いは、Q41で示したとおり、各自治体での地域の事情を踏まえて判断されたい。